

宮弓連発第 27 - 7 号
平成 27 年 6 月 18 日

会員各位
支部長各位
審査委員各位

宮崎県弓道連盟
会長 重信和行

平成 27 年度秋の地方審査について(通知)

平成 27 年度の秋の地方審査から（公財）全日本弓道連盟の審査規程・基準に基づき実施いたしますので通知いたします。支部長におかれましては、会員各位に周知方よろしく願います。

記

1. 「無指定」の審査要領について

- 審査規程第 21 条第 4 項に、受審者が「無指定」として受審した場合、行射審査の成績及び学科試験の総合成績により、初段又は級位を与えるとなっています。
- 受審者の行射審査の成績が「初段相当」と認められた場合、「仮初段」と発表し該当者に学科試験を課し、総合成績により判定する。
- 学科試験は、全日本弓道連盟が提示する問題から審査委員長が指定する。
- 該当者に級位と初段の受審料の差額 1,000 円と初段の登録料 3,200 円が必要であることを説明する。
- 該当者が受諾した場合、学科試験を課し、学科試験が不合格の時は、相当の級位を与える。この場合の受審料は初段の受審料（2,100 円）、登録料は級位（1,100 円）とする。
- 該当者が拒否した場合、相当の級位を与える。この場合の受審料・登録料は無指定（級位）の料金とする。

2. 「級位」で申請があった場合、行射審査の成績に応じて、1 級より 5 級を与える。

3. 初段以上の学科試験問題は全日本弓道連盟が提示する問題とする。

4. 初段以上の行射審査も原則として全日本弓道連盟の審査規定・基準に基づき実施する。

5. 来年度以降の地方審査も同様とする。

以上